

大通達甲（交規）第4号
令和7年6月19日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

交通部交通規制課長
各警察署長 殿

交通部 長

警察署長の通行及び駐車の許可取扱要領の改正について（通達）

警察署長の通行及び駐車の許可の取扱いについては、「警察署長の通行及び駐車
の許可取扱要領の改正について」（令和5年3月31日付け大通達甲（交規）第2号）に
基づき実施しているところであるが、この度、大分県道路交通法施行細則（昭和51
年大分県公安委員会規則第2号）の一部改正に伴い、別添のとおり「警察署長の
通行及び駐車
の許可取扱要領」を改正し、令和7年7月1日から運用することとしたので、事務
処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（交通規制課規制総務係）

別添

警察署長の通行及び駐車の許可取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条第2項の規定による通行を禁止されている道路又はその部分（以下「通行禁止道路」という。）の警察署長（以下「署長」という。）による通行の許可（以下「通行許可」という。）並びに同法第45条第1項及び第49条の5の規定による駐車が禁止されている場所（以下「駐車禁止場所」という。）の署長による駐車の許可（以下「駐車許可」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 署長の通行許可

1 許可対象車両

通行許可の対象となる車両は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第6条各号に掲げるやむを得ない理由のある車両である。

2 許可の基準

(1) 令第6条第1号及び第2号関係

令第6条第1号及び第2号に該当する車両は、原則として、終日規制の道路について許可するものとし、時間規制の道路については、やむを得ないと認める特別な理由がある場合に限り許可するものとする。

(2) 細則第7条第1項各号関係

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号。以下「細則」という。）第7条第1項各号に該当する車両は、原則として、終日規制の道路について許可するものとし、時間規制の道路については、やむを得ないと認める特別な理由がある場合に限り許可するものとする。

(3) 細則第7条第1項第1号関係

細則第7条第1項第1号の「日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するために車両を使用する必要がある」場合とは、通行禁止道路を車両を使用して通行しなければほかに交通の方法がない場所にある人家、商店、事務所等に新聞、牛乳、プロパンガス等日常生活の必需品を運搬するために車両を使用して通行する場合であって、当該車両の通行を認めないと、その地域住民の日常生活に大きな支障を及ぼすおそれのあるときをいう。

(4) 細則第7条第1項第2号関係

細則第7条第1項第2号の「冠婚葬祭等社会の慣習上車両を使用する必要がある」場合とは、結婚式、葬儀、祭礼等社会の慣習上、通行禁止道路を車両を使用して通行しなければほかに交通の方法がない場合をいう。

(5) 細則第7条第1項第3号関係

細則第7条第1項第3号の「業務の遂行上車両を使用する必要がある」場合とは、次に掲げる業務を遂行する上で、通行禁止道路を車両を使用して通行しなければほかに交通の方法がない場合をいう。

- ア 建築資材、引っ越しの荷物その他の貨物の集配等の運搬を行う業務
- イ 幼児専用車（専ら幼児の運送の用に供する自動車という。）による幼稚園児等の送迎その他業務用の専用車両により多数の人の輸送を行う業務
- ウ 特殊自動車（特殊作業を行う構造の自動車という。）等を用いて作業を行う業務

3 通行許可の手続

(1) 提出書類

通行許可の申請（以下「通行許可申請」という。）は、申請者から次に掲げる書類をそれぞれ2通提出させるものとする。

- ア 通行禁止道路通行許可申請書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）別記様式第1の3。以下「通行許可申請書」という。）
- イ 通行許可申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- ウ 通行する道路を示す図面
- エ 令第6条のやむを得ない理由を疎明する資料

(2) 提出書類の省略

過去に通行許可を受けた通行許可申請と同内容の通行許可申請が定期的に行われる場合の提出書類は、通行許可申請書及び前記(1)イからエまでに掲げる書類のうち前回の通行許可申請時から内容に変更があるものとし、内容に変更のない書類の提出は省略する。この場合においては、通行許可申請を受けた警察署において前回の提出書類を確認し、提出を省略した書類の写しを作成して、今回提出された通行許可申請書等に添付するものとする。

(3) 一度に複数の区間を申請する場合

日時、場所及び用務が特定され、かつ、複数の通行禁止道路を連続的に通行する場合の通行許可申請については、前記(1)に掲げる書類に加え、通行する日時及び場所の全てが記載された書類（以下「通行日時等記載書類」という。）を2通提出させるものとする。

(4) 管轄区域外にわたる申請の取扱い

通行許可申請に係る通行禁止道路が他の警察署の管轄区域に及ぶ場合は、当該通行許可申請を受けた署長がこれを許可するものとする。この場合において、当該通行許可申請を受けた署長は、事前に関係署長と協議するものとする。

(5) 身体の障害のある者がタクシー等により通院等をするための申請の取扱い

身体の障害のある者がタクシー等を利用して通院等をする場合の通行許可申請については、通行許可申請書の「主たる運転者」欄に「(身体の障害のある者の氏名)が乗車する車両の運転者」と、「番号標に表示されている番号」欄に「(身体の障害のある者の氏名)が乗車する車両」と、「やむを得ない理由」欄に「身体の障害のある者の輸送及びこれに付随する通行」等と記載させるものとする。

なお、当該通行許可申請については、前記(1)イに掲げる書類の提出は不要とする。

(6) 提出書類の受理及び保管

ア 通行許可申請を受理したときは、許可申請受理簿（通行・駐車・緊急）（第1号様式。以下「受理簿」という。）に必要事項を記載するものとする。

イ 前記(1)の提出書類及び通行日時等記載書類（一度に複数の区間を申請する場合に限る。）の1通は、警察署において保管するものとする。

(7) 許可要件の審査

許可要件の審査に当たっては、通行許可申請に係る車両が通行禁止道路を通行することについて、真にやむを得ない理由が認められるか否か、申請者から聴取するなどして審査するものとする。

(8) 通行許可証等の作成等

ア 通行許可をするときは、次に掲げる書類を作成するものとする。

(ア) 通行許可証

前記(1)イからエまでに掲げる書類を添付した通行許可申請書1通の下部に必要事項を記載して、通行禁止道路通行許可証（規則別記様式第1の3。以下「通行許可証」という。）を作成するものとする。この場合において、当該通行許可が前記(3)に規定する申請に係るものであるときは、通行許可証と通行日時等記載書類とを割印した後、通行日時等記載書類を通行許可証に添付するものとする。

(イ) 標章

通行する道路が歩行者用道路である場合は細則第6号様式の標章を、その他の通行禁止道路である場合は細則第7号様式の標章を作成するものとする。この場合において、当該通行許可が前記(3)に規定する申請に係るものであるときは、それぞれの標章の「許可する通行禁止道路区間」欄に「通行許可証のとおり」と記載するものとする。

イ 通行許可証及び標章（細則第6号様式の標章又は細則第7号様式の標章をいう。以下同じ。）の交付に当たっては、通行許可を受ける者（以下「通行許可者」という。）に対して、標章裏面の注意事項を説明するとともに、通行許可に係るやむを得ない理由がなくなったときや通行許可期間が満了したときなど、交付された通行許可証及び標章が不要となった場合には、速やかに通行許可証及び標章を廃棄するよう指導した上で、受理簿に受領者を明示するものとする。

(9) 許可条件の付与

通行許可に当たっては、道路交通法第8条第5項の規定により、通行に関する事項（通行する際は徐行すること等）、交通整理員や誘導員に関する事項等、当該通行許可に係る車両が通行禁止道路を通行する際に必要と認められる交通の安全と円滑を図るための条件を付することができる。

(10) 許可期間

許可期間は、恒常的に通行の必要がある車両にあつては3年を超えない範囲内で必要と認める期間、一時的に通行の必要がある車両にあつては必要と認める日又は時間とする。

(11) タクシー等により通院等をする身体の障害のある者に対する指導

身体障害のある者がタクシー等を利用して通院等をする場合の通行許可に当たっては、当該身体障害のある者に対し、次の事項について指導するものとする。

ア タクシー等を利用する場合には、その運転者が身体障害のある者を乗車させる前又は降車させた後に通行禁止道路を通行しなければならない場合もあることから、タクシー等の配車を依頼する際は、事前に「氏名」及び「許可番号」を運転者に通知し、送迎前後において、運転者が警察官に停止を求められた場合に、通行許可者の氏名及び許可番号を回答できるようにしておくこと。

イ タクシー等に乗車する際は、通行許可証を携帯すること。

ウ 運転者に対し通行許可証を提示し、その許可条件を通知するとともに、標章の掲出を依頼すること。

4 通行許可の更新申請

(1) 更新申請の期間

更新申請は、有効期限の1か月前から有効期限（有効期限が休日（大分県の休日を定める条例（平成元年大分県条例第21号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日。以下同じ。）までの間に受け付けるものとする。

なお、有効期限を過ぎた場合は、新規申請として取り扱うものとする。

(2) 提出書類

更新申請は、申請者から前記3(1)に掲げる書類及び通行日時等記載書類（一度に複数の区間を申請する場合に限る。）をそれぞれ2通並びに旧通行許可証及び旧標章を提出させるものとする。

なお、提出を受けた旧通行許可証及び旧標章については、裁断により廃棄するとともに、受理簿の「許可証等裁断」欄にチェックを入れるものとする。

(3) 提出書類の省略

前記(2)の規定にかかわらず、前記3(1)イからエまでに掲げる書類及び通行日時等記載書類については、前回の通行許可の内容から変更がある場合のみ提出させるものとし、変更のない書類の提出は省略するものとする。この場合においては、更新申請を受けた警察署において前回の提出書類を確認し、提出を省略した書類の写しを作成して、今回提出された通行許可申請書等に添付するものとする。

なお、更新に係る申出の内容が前回の通行許可の内容と実質的に異なる場合（車両の種類の変更、通行しようとする区間の変更等）は、新規の通行許可申請として取り扱うものとする。

(4) 通行許可証等の交付

更新申請を受理したときは、原則として、通行許可証及び標章を即日交付するとともに、受理簿の「変動等」欄に更新年月日を記載するものとする。

(5) 更新申請による許可期間

更新申請による許可期間は、前回の通行許可の有効期限から3年を超えない範囲内で必要と認める期間とする。

5 通行許可証等の再交付申請

(1) 通行許可証等の再交付

亡失、滅失等による通行許可証又は標章の再交付申請があった場合は、申請者から通行許可証再交付申請書（第2号様式）を提出させ、警察署で保管している当該再交付に係る通行許可申請書及び添付書類と照合し、前回と同一の内容で通行許可証又は標章を作成の上、原則として即日交付するものとする。

(2) 受理簿の整理

通行許可証又は標章を再交付したときは、受理簿の「変動等」欄に再交付年月日を記載するものとする。

6 記載事項の変更

(1) 通行許可証の記載事項の変更

通行許可証の記載事項の変更に係る申出があった場合は、申出者から通行許可証記載事項変更届（第3号様式。以下「通行許可変更届」という。）を提出させるものとする。この場合において、通行許可変更届には、当該変更について疎明する書類、通行許可証及び旧標章を添付させるものとする。

なお、変更に係る申出の内容が当初の通行許可の内容と実質的に異なる場合（車両の種類の変更、通行しようとする区間の変更等）は、新規の通行許可申請をさせるものとする。

(2) 通行許可証等の交付

通行許可変更届を受理したときは、通行許可証の変更箇所に訂正印を押印して変更内容を記載するとともに、前回と同一の標章番号及び有効期限を記載した標章を新たに作成の上、原則として即日交付するものとする。この場合において、標章の発行日は、通行許可変更届の受理年月日とする。

(3) 受理簿の整理等

通行許可変更届の提出を受けたときは、受理簿の変更に係る所要の欄の記載事項を修正するとともに、「変動等」欄に受理年月日を、「備考」欄に変更内容を記載するものとする。

また、旧標章については、裁断により廃棄するとともに、受理簿の「許可証等裁断」欄にチェックを入れるものとする。

(4) 通行日時等記載書類の追加等

ア 前記3(3)に規定する申請に係る複数の区間の通行許可をしている通行許可者から、通行区間の追加に係る申出を受けたときは、通行許可変更届、通行許可証及び当該追加に係る通行日時等記載書類2通を提出させ、当該通行許可証に新たな通行日時等記載書類1通を添付することにより、新たな通行許可証の交付に代えることができる。この場合においては、通行許可証に添付されている当初の通行日時等記載書類と新たに添付する通行日時等記載書類とを割印するものとする。

イ 前記3(3)に規定する申請に係る複数の区間の通行許可をしている通行許可者から、通行区間の一部削除に係る申出を受けたときは、通行許可変更届及び通行許可

証を提出させ、当該通行許可証に添付されている通行日時等記載書類を修正することにより、新たな通行許可証の交付に代えることができる。この場合においては、修正箇所には訂正印を押印するものとする。

7 通行許可証等の廃棄

通行許可期間の満了等により、交付された通行許可証及び標章が不要となった場合には、交付された者にこれを廃棄させること。ただし、交付された者が不要となった通行許可証及び標章を警察署へ持参した場合には、管轄を問わず、これを受け取り、廃棄すること。

第3 署長の駐車許可

1 許可対象車両

駐車許可の対象となる車両は、細則第8条第1項各号又は第2項各号のいずれにも該当する駐車に係る車両である。

2 駐車許可の手続

(1) 提出書類

駐車許可の申請（以下「駐車許可申請」という。）は、申請者から次に掲げる書類をそれぞれ2通提出させるものとする。

ア 駐車許可申請書（細則第8号様式）

イ 駐車許可申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

ウ 駐車許可申請に係る場所及びその周辺の見取図

周辺の見取図記載に当たっては、次の事項に留意し、申請者の負担軽減を図ること。

(ア) 必要以上に詳細なものを求めたり、道路幅員や車両の寸法の地図への記入を求めたりしないこと。

(イ) 既存の地図等に訪問先の位置が示されている書面で差し支えないこと。

(ウ) 複数箇所をまとめて1枚の図に記載することを可能とすること。

エ 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書面

用務を疎明する書面は、訪問・集配計画書、契約書、資格証の写し等の既存の書面で差し支えないものとする。ただし、訪問診療等に関する疎明資料として、医師の指示書や訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

また、前記イの自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する書面（用務地を疎明する書面を除く。）を省略すること。

(2) 提出書類の省略

過去に駐車許可を受けた駐車許可申請と同内容の駐車許可申請が定期的に行われる場合の提出書類は、駐車許可申請書及び前記(1)イからエまでに掲げる書類のうち前回の駐車許可申請時から内容に変更があるものとし、内容に変更のない書類の提出は

省略する。この場合においては、駐車許可申請を受けた警察署において前回の提出書類を確認し、提出を省略した書類の写しを作成して、今回提出された駐車許可申請書等に添付するものとする。

(3) 一度に複数の場所等を申請する場合

日時、場所及び用務が特定され、かつ、複数の駐車禁止場所に連続的に駐車する場合又は特定の場所に反復継続して駐車する場合の駐車許可申請については、前記(1)に掲げる書類に加え、駐車する日時及び場所の全てが記載された書類（以下「駐車日時等記載書類」という。）を2通提出させるものとする。

(4) 管轄区域外の申請の取扱い

駐車許可申請に係る駐車禁止場所が他の警察署の管轄区域を含む場合は、当該駐車許可申請を受けた署長がこれを許可するものとする。この場合においては、原則として許可を受けようとする日の1週間前までに駐車許可申請を行わせるものとし、当該駐車許可申請を受けた署長は、事前に関係署長と協議するものとする。

(5) 提出書類の受理及び保管

ア 駐車許可申請を受理したときは、受理簿に必要事項を記載するものとする。

イ 前記(1)の提出書類及び駐車日時等記載書類（一度に複数の場所を申請する場合に限る。）の1通は、警察署において保管するものとする。

(6) 審査における留意事項

ア 許可日時

細則第8条第1項第1号及び同条第2項第1号の要件の審査に当たっては、次の事項に留意すること。

(7) 申請場所における一般的な交通状況を基に審査するのではなく、申請時間における交通量その他の具体的な交通状況を確認し、許可の可否を判断すること。

なお、申請時間に、登下校時間帯や交通量が多い時間帯といった、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯が含まれている場合には、当該時間帯を除いた時間に限定して許可するなど、申請に係る具体的な用務及び日時を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

(イ) 用務の性格上、あらかじめ正確に駐車日時を特定することが困難な場合があることに留意し、例えば、

○ 貨物集配の開始予定時間から終了予定時間内（A時からB時までの間）

○ 訪問診療等事業所の業務時間内（C時からD時までの間）

として許可するほか、特に訪問診療、訪問看護、訪問介護等において、人の生命、身体に関わる緊急対応に従事する可能性がある場合には、

○ 訪問診療等事業所の業務時間内（C時からD時までの間）及び緊急訪問時として許可するなど、柔軟に対応すること。

なお、訪問診療等の「緊急訪問時」に関しては、看護師等が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両は駐車規制からの除外措置の対象ともなることから、申請者の意思に応じて申請させるなど適切に対応すること。

イ 許可場所

細則第8条第1項第2号及び同条第2項第2号アの要件の審査に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 単に駐車車両があることで交通事故が起こる危険性がある、他の車両が車線変更等を行わなければならない、交通流に影響するといった一般的な危険性等を基に判断するのではなく、例えば、車線数や当該場所の交通量を勘案し、駐車を認める余地がないか、当該場所において駐車車両が関係する交通事故が複数発生していないか、駐車に係る取締り要望が多数ある場所ではないか、放置駐車違反取締りに係る取締り活動ガイドラインにおける重点地域又は重点路線に指定されていないか、通学路やスクールゾーンとなっていないか、公共交通機関の定時性を損うこととならないか、普通自転車専用通行帯が整備されていたり、自転車の通行量が多かったりする場所ではないか等、交通事故の発生状況、道路構造等から交通の危険性や著しい阻害性の有無を具体的に検討し、許可の可否を判断すること。

なお、申請場所に、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所が含まれている場合には、前記ア(ア)を勘案したり、周辺に他に許可可能な場所がないか検討したりするなど、申請に係る具体的な用務及び訪問先を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

- (イ) 駐車を許可する場所については、駐車に係る訪問先を特定した上で、当該訪問先付近において、細則第8条第1項第2号又は同条第2項第2号ア等の要件から、特定の一点でしか駐車を許可できない場合を除き、「訪問先付近」として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮すること。

また、貨物車の貨物集配等、その用務に係る地域は定まっているものの、あらかじめ正確に具体的な訪問先を特定することが困難なものに係る許可の申請がなされた場合には、細則第8条第1項第4号及び同条第2項第4号や、駐車を許可することとなる場所と想定される訪問先との間の距離、移動・運搬の手段、運搬する対象物の種類等を勘案し、その用務を適切に達成させ、かつ、交通の危険性等への影響を最小限にする観点から、必要かつ十分な範囲で、駐車を許可することとなる場所を中心として一定の区域を特定した上で、その区域ごとに、例えば、E地区に係る集配に関しては、a市b町c丁目d番e号先路上、F地区に係る集配に関してはf市g町h丁目i通り上として駐車を許可する場所を指定するなどし、必要に応じて場所ごとに許可時間を定めること。

ウ 駐車に係る用務

細則第8条第1項第3号及び同条第2項第3号の用務は、特定の用務に限定されるものではなく、貨物集配のみならず、訪問診療、訪問介護等も駐車許可の対象となり得ることから、申請がなされた場合には、その用務の種類にかかわらず、適切に審査すること。

エ 駐車可能な場所

細則第8条第1項第4号及び同条第2項第4号の路外駐車場等の利用が困難と認められる場合とは、例えば、駐車車両の車幅が駐車場等の駐車枠に収まらない場合、利用可能な車両の重量制限を超える場合、駐車場等が混雑し、空きが少ないことが合理的に予想される時間帯である場合等実質的に当該駐車場等の利用が困難である場合をいう。

そのため、このような場合には、仮に駐車場等が細則第8条第1項第4号ア若しくはイ又は同条第2項第4号ア若しくはイの範囲内に存在していたとしても、駐車許可の対象となり得ることに留意すること。

(7) 迅速な審査の実施

実際に審査を行う各警察署において、平素から管内の駐車規制、路外駐車場の設置状況、道路交通環境等を把握するほか、過去の許可事例や不許可事例等を蓄積することを通じて、審査を迅速に行うようにすること。

また、申請をしようとする者から事前相談の求めがあった場合には、これを受け付け、許可の要件等を正しく説明するほか、相談の内容では許可することが困難であると認められる場合には、その理由を丁寧に説明するなど、適切に対応すること。

(8) 駐車許可証の作成等

ア 駐車許可をするときは、前記(1)イからエまでに掲げる書類及び注意事項（別添）を添付した駐車許可申請書1通の下部に必要事項を記載して、駐車許可証（細則第8号様式）を作成するものとする。この場合において、当該駐車許可が前記(3)に規定する申請に係るものであるときは、駐車許可証と駐車日時等記載書類とを割印した後、駐車日時等記載書類を駐車許可証に添付するものとする。

イ 駐車許可証の交付に当たっては、駐車許可を受ける者（以下「駐車許可者」という。）に対して、駐車許可証に添付した注意事項を説明するとともに、駐車許可に係る用務がなくなったときや駐車許可期間が満了したときなど、交付された駐車許可証が不要となった場合には、速やかに駐車許可証を廃棄するよう指導した上で、受理簿に受領者を明示するものとする。

(9) 許可条件の付与

駐車許可に当たっては、細則第8条第6項の規定により、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付することができる。

(10) 許可期間

許可期間は、恒常的に駐車のある必要がある車両にあつては1年を超えない範囲内で必要と認める期間、一時的に駐車のある必要がある車両にあつては必要と認める日又は時間とする。

3 駐車許可の更新申請

(1) 更新申請の期間

前記第2の4(1)の規定は、駐車許可の更新申請の期間について準用する。

(2) 提出書類

更新申請は、申請者から前記 2 (1) に掲げる書類及び駐車日時等記載書類（一度に複数の場所を申請する場合に限る。）をそれぞれ 2 通並びに旧駐車許可証を提出させるものとする。

なお、提出を受けた旧駐車許可証については、裁断により廃棄するとともに、受理簿の「許可証等裁断」欄にチェックを入れるものとする。

(3) 提出書類の省略

前記(2)の規定にかかわらず、前記 2 (1) イからエまでに掲げる書類及び駐車日時等記載書類については、前回の駐車許可の内容から変更がある場合のみ提出させるものとし、変更のない書類の提出は省略するものとする。この場合においては、更新申請を受けた警察署において前回の提出書類を確認し、提出を省略した書類の写しを作成して、今回提出された駐車許可申請書等に添付するものとする。

なお、更新に係る申出の内容が前回の駐車許可の内容と実質的に異なる場合（車両の種類の変更、駐車しようとする場所の変更等）は、新規の駐車許可申請として取り扱うものとする。

(4) 駐車許可証の交付

更新申請を受理したときは、原則として、駐車許可証を即日交付するとともに、受理簿の「変動等」欄に更新年月日を記載するものとする。

(5) 更新申請による許可期間

更新申請による許可期間は、前回の駐車許可の有効期限から 1 年を超えない範囲内で必要と認める期間とする。

4 駐車許可証の再交付申請

(1) 駐車許可証の再交付

亡失、滅失等による駐車許可証の再交付申請があった場合は、申請者から駐車許可証再交付申請書（第 4 号様式）を提出させ、警察署で保管している当該再交付に係る駐車許可申請書及び添付書類と照合し、前回と同一の内容で駐車許可証を作成の上、原則として即日交付するものとする。

(2) 受理簿の整理

駐車許可証を再交付したときは、受理簿の「変動等」欄に再交付年月日を記載するものとする。

5 記載事項の変更

(1) 駐車許可証の記載事項の変更

駐車許可証の記載事項の変更に係る申出があった場合は、申出者から駐車許可証記載事項変更届（第 5 号様式。以下「駐車許可変更届」という。）を提出させるものとする。この場合において、駐車許可変更届には、当該変更について疎明する書類及び駐車許可証を添付させるものとする。

なお、変更に係る申出の内容が当初の駐車許可の内容と実質的に異なる場合（車両の種類の変更、駐車しようとする場所の変更等）は、新規の駐車許可申請をさせるものとする。

(2) 駐車許可証の交付

駐車許可変更届を受理したときは、駐車許可証の変更箇所に訂正印を押印して変更内容を記載の上、原則として即日交付するものとする。

(3) 受理簿の整理等

駐車許可変更届の提出を受けたときは、受理簿の変更に係る所要の欄の記載事項を修正するとともに、「変動等」欄に受理年月日を、「備考」欄に変更内容を記載するものとする。

(4) 駐車日時等記載書類の追加等

ア 前記2(3)に規定する申請に係る複数の場所等の駐車許可をしている駐車許可者から、駐車場所等の追加に係る申出を受けたときは、駐車許可変更届、駐車許可証及び当該追加に係る駐車日時等記載書類2通を提出させ、当該駐車許可証に新たな駐車日時等記載書類1通を添付することにより、新たな駐車許可証の交付に代えることができる。この場合においては、駐車許可証に添付されている当初の駐車日時等記載書類と新たに添付する駐車日時等記載書類とを割印するものとする。

イ 前記2(3)に規定する申請に係る複数の場所等の駐車許可をしている駐車許可者から、駐車場所等の一部削除に係る申出を受けたときは、駐車許可変更届及び駐車許可証を提出させ、当該駐車許可証に添付されている駐車日時等記載書類を修正することにより、新たな駐車許可証の交付に代えることができる。この場合においては、修正箇所に訂正印を押印するものとする。

6 駐車許可証の廃棄

駐車許可期間の満了等により、交付された駐車許可証が不要となった場合には、交付された者にこれを廃棄させること。ただし、交付された者が不要となった駐車許可証を警察署へ持参した場合には、管轄を問わず、これを受け取り、廃棄すること。

7 道路使用許可との関係

道路交通法第77条の道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度である。

この点、道路の本来の用途は、人や車が通行することであり、車は人の移動又は物の輸送に用いられるものであることを踏まえ、

① 車両に装備されているクレーンを使用する、レントゲン車を用いて健康診断を行うなど、車両を用具、設備等として使用するために継続的な停止を要する場合には、道路使用許可で対応

② 前記①以外の、人の乗降や貨物の積卸し（これらのために車両を離れることを含む。）のために継続的な停止を要する場合には、駐車許可で対応すること。

8 緊急やむを得ない理由がある場合の駐車許可

(1) 緊急やむを得ない理由の判断

ア 細則第8条の2第1項の「緊急やむを得ない理由がある」場合とは、駐車許可申

請の理由に「緊急性」及び「必要性」の双方を有すると認められる場合をいう。

イ 緊急性を有するとは、駐車に係る用務が現に発生しており、直ちに対応しなければ目的を達成し得ないもの、対応が遅れば被害が拡大し、若しくは拡散し、又は第三者等に被害が及ぶおそれがあるもの等で、事前の申請がなし得ないものをいう。

ウ 必要性を有するとは、人の生命身体に関わるもの、社会習慣上又は業務遂行上やむを得ないもの等、駐車禁止場所に駐車せざるを得ない特別の事情があるものをいう。

(2) 緊急やむを得ない場合の駐車許可の手続

ア 緊急やむを得ない場合の駐車許可の申請（以下「緊急駐車許可申請」という。）

は、申請者本人から駐車を必要とする場所を管轄する警察署に対し、口頭、電話又はファクシミリにより行わせるものとし、当該申請を受理した職員は、申請者に対し、駐車をしようとする日時及び場所、駐車に係る用務等を聴取するものとする。

イ 緊急駐車許可申請は、執務時間内においては交通課員（地域交通課員を含む。以下同じ。）が、執務時間外においては当番の交通課員（交通課員が不在の場合は、他の当番員）が受理するものとする。

ウ 緊急駐車許可申請を受理したときは、緊急駐車許可審査票（第6号様式）により緊急やむを得ない理由等の適合性を審査した後、受理簿に必要事項を記載するものとする。

エ 前記ウの規定による審査の結果、駐車許可の対象とならないものについては、その理由等を申請者に説明するものとする。

オ 緊急駐車許可申請について許可をするときは、許可した旨を通知するとともに、許可を受けた車両を駐車させる際は、許可をした警察署、許可番号、許可期間及び許可場所を記載した書面（以下「掲出書面」という。）を車両の前面の見やすい箇所に掲出することを指導し、併せて、緊急駐車許可審査票の「申請者の注意事項」について通知するものとする。

カ 許可番号は、各警察署別コード番号一覧表（別表）及び各警察署ごとの一連番号を組み合わせた番号とする。

キ 許可期間は、緊急駐車許可申請に係る用務を達成するための必要最小限度の期間とする。

(3) 取扱いに際しての留意事項

ア 緊急駐車許可申請は、口頭による申請のほか、電話又はファクシミリによる申請も可能であるため、申請者が自ら出頭した場合を除き、執務時間内外を問わず警察署に出頭することを指示しないこと。

イ 緊急駐車許可申請は、執務時間外も受理する可能性があることから緊急駐車許可審査票及び受理簿を確実に当番員に引き継ぎ、その対応に誤りのないようにすること。

ウ 交番又は駐在所に緊急駐車許可申請の申出があった場合は、警察署へ連絡するよう教示すること。

エ 掲出書面の不正使用事案等の違法行為については、積極的な検挙措置を執るなど、厳正に対処すること。

第4 許可証等の管理

1 交通規制課における標章等の管理

交通部交通規制課次席は、標章ごとに標章管理簿（本部用）（第7号様式）を作成し、受払いの都度、その状況を記載するものとする。

2 警察署における標章等の管理

警察署の交通課長（地域交通課長を含む。）は、標章ごとに標章管理簿（警察署用）（第8号様式）を作成し、受払いの都度、その状況を記載するものとする。

3 標章の保管

標章は、鍵の掛かる保管庫に保管し、適正に管理すること。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

注 意 事 項

- 1 許可された使用目的以外には、使用しないこと。
- 2 許可証は、許可された使用目的で駐車するとき、車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
- 3 現場において警察官等の指示があった場合には、これに従うこと。
- 4 道路標識等による駐停車禁止場所及び道路交通法に規定する駐停車禁止場所には駐車しないこと。

別表

各警察署別コード番号一覧表

所 属	コード番号	所 属	コード番号
大分中央警察署	101	中津警察署	110
大分東警察署	102	玖珠警察署	111
大分南警察署	103	日田警察署	112
別府警察署	104	竹田警察署	113
杵築日出警察署	105	豊後大野警察署	114
国東警察署	107	佐伯警察署	115
豊後高田警察署	108	臼杵津久見警察署	117
宇佐警察署	109		

許可申請受理簿(通行・駐車・緊急)

(年)

番号	受理 月日	申請者	車両 登録番号	理由	許可番号	有効期間	交付		変動等		許可証等 裁断	備考
		住所(所在地) 氏名(名称)					月／日	受領者	事項	年月日		
	／					～	／		更新 再交付 記載事項変更		☐ ☐ ☐	
	／					～	／		更新 再交付 記載事項変更		☐ ☐ ☐	
	／					～	／		更新 再交付 記載事項変更		☐ ☐ ☐	
	／					～	／		更新 再交付 記載事項変更		☐ ☐ ☐	
	／					～	／		更新 再交付 記載事項変更		☐ ☐ ☐	
	／					～	／		更新 再交付 記載事項変更		☐ ☐ ☐	
	／					～	／		更新 再交付 記載事項変更		☐ ☐ ☐	
	／					～	／		更新 再交付 記載事項変更		☐ ☐ ☐	
	／					～	／		更新 再交付 記載事項変更		☐ ☐ ☐	
	／					～	／		更新 再交付 記載事項変更		☐ ☐ ☐	
	／					～	／		更新 再交付 記載事項変更		☐ ☐ ☐	
	／					～	／		更新 再交付 記載事項変更		☐ ☐ ☐	

備考 通行許可、駐車許可又は緊急やむを得ない場合の駐車許可の種別ごとに作成すること。

第2号様式

通行許可証再交付申請書 年 月 日 警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3号様式

通行許可証記載事項変更届 年 月 日 警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第4号様式

駐車許可証再交付申請書 年 月 日 警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第5号様式

駐車許可証記載事項変更届 年 月 日 警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

緊 急 駐 車 許 可 審 査 票

受理日時	年 月 日 時 分	取 扱 者	課名・階級・氏名
申 請 者	住所： 事業所： 氏名：		
連 絡 先	電話番号：		
駐車日時	年 月 日 時 から 月 日 時 まで		
駐車場所			
駐車車両	登録(車両)番号：	駐車理由	

緊 急 や む を 得 な い 場 合 の 審 査	審査結果
■ 緊急性を有するもの 1 直ちに対応しなければ目的を達成し得ないもの 2 対応が遅れば被害が拡大（拡散）するおそれがあるもの 3 対応が遅れば第三者等に被害が及ぶおそれがあるもの	適 ・ 否
■ 必要性を有するもの 1 人の生命身体に関わるもの 2 社会慣習上又は業務遂行上やむを得ないもの 3 その他駐車禁止場所に駐車せざるを得ない特別の事情があるもの	適 ・ 否

駐 車 許 可 の 審 査	審査結果
■ 駐車する日時 1 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。 2 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。	適 ・ 否
■ 駐車する場所 1 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては道路交通法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であり、かつ、駐車することにより交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。 * 道路交通法第45条第1項各号に掲げる場所とは ① 駐車場や車庫等の自動車用の出入口から3m以内の部分 ② 道路工事区域の側端から5m以内の部分 ③ 消防用器具置場や消防用防火水槽の側端又はその出入口から5m以内の部分 ④ 消火栓や指定消防水利の標識又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5m以内の部分 ⑤ 火災報知器から1m以内の部分 2 道路交通法第49条の規定により指定された時間制限駐車区間であり、かつ、当該時間制限駐車区間を利用するほかの車両を著しく妨害する場所でないこと。	適 ・ 否
■ 駐車に係る用務 1 公共交通機関等の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。 2 駐車違反とならない方法によることが不可能と認められる用務であること。 3 道路使用許可に該当する行為でないこと。	適 ・ 否

申 請 者 へ の 許 可 通 知
1 許可した場合は、申請者に許可警察署、許可番号、許可期間及び許可場所を通知する。 2 前記1の事項をA4程度の用紙にマジックペン等で記載し、車両の前面の見やすい箇所に掲出することを通知する。

申 請 者 の 注 意 事 項
1 次の場合は、駐車違反になること。 (1) 駐停車禁止場所に駐車した場合 (2) 無余地駐車となる場所に駐車した場合 (3) 道路交通法第45条第1項各号に掲げる場所に駐車した場合 (4) 掲出書面を車両の前面の見やすい箇所に掲出せずに駐車した場合 (5) 許可期間を超えて駐車した場合 2 やむを得ず許可期間を超えて駐車しなければならない場合は、許可警察署に連絡すること。 3 警察官の指示に従うこと。 4 掲出書面は用務終了後、速やかに廃棄すること。

第7号様式

標章管理簿（本部用）【 】

[illegible]

備考	1	標章ごとに作成すること。
	2	見出しの【】内には、標章の種別を記載すること。

- 3 受払数欄は、受入れの場合は赤色、払出しの場合は黒色で記載すること。

第 8 号様式

標章管理簿 (警察署用)

[

)

[illegible]

備考

- 1 標章ごとに作成すること。
- 2 見出しの【】内には、標章の種別を記載すること。
- 3 受領又は交付の都度記載し、摘要欄は「本部から受領」、「標章交付」等の事由を記載すること。